

十三 初期君子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（）。同じように支払う（）て規定する次号及び翌日についても同様に支払う（）こととする。

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時ににおいて取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することが

額面金額の総額 × $\frac{0.9}{100} \times \frac{32}{365}$

十九
募發
集行
価目
格

(一) 年額〇・九パーセント
整数倍の金額によるものとする。
平成十五年七月二十二日
額面金額百円につき九十九円四十
るする期日に加え、次の算式は、払込金
額に出しした金額を第十九号により算
する。このとく規定す。

十九 十八 十七 六五 四

払	募	払	元	償	償	後	第
込	集	場	利	還	還	の	二
期	期	所	金	金	期	利	期
日	間		支	額	限	子	以

額面金額 × 0.9
100 × 1
2

毎年六月二十日及び十二月二十日
を支払期とし、各支払期において
て、その日以前六月間に属する
利子を支払う。

平成二十五年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

平成十五年七月七日から平成十五
年七月十五日まで
平成十五年七月二十二日